平成２３年（フ）第４６６号
東京都杉並区本天沼２丁目41番８号　カルチュール105号室、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区本天沼１丁目25番12号
破産者　有限会社三宝工営
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第８０３３号
東京都品川区荏原４丁目16番14号
破産者　角田興業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０３４号
愛知県名古屋市西区新道１丁目15番12号
破産者　角田興業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０３５号
東京都品川区荏原４丁目16番14号
破産者　株式会社カクタ
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１　15―２―507
破産者　北村　高士
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３０号
東京都町田市小川1725番地１
破産者　有限会社エヌ・エス・エイ
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３１号
東京都町田市成瀬台４丁目26番地26
破産者　齋藤　　登
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１３２号
東京都町田市成瀬台４丁目26番地26
破産者　齋藤惠美子
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２４９号
横浜市神奈川区西寺尾１丁目22番７号
破産者　ケーエス酸素工業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３４８号
横浜市都筑区仲町台５丁目７番３―707号
破産者　株式会社ベイビー・バー
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２６号
岐阜市大洞西８番15―305号　市営住宅大洞団地
破産者　大脇　悠次
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６６５号
岡山市南区豊成１丁目１番20―６号キャッスル豊成201号
破産者　湯藤由紀子
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８８号
高知県南国市久礼田1282番地４
破産者　西日本日東エース株式会社
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１８４１４号
千葉県いすみ市小沢997番地１
破産者　株式会社東京ケレン大原製作所
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０９４号
東京都新宿区西落合３丁目26番１号　ＮＥＸＵＳ新宿ビル
破産者　株式会社ネクサス
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９６２号
神奈川県横浜市西区高島２丁目19番12号
破産者　株式会社リノベーション
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１０８号
神奈川県藤沢市遠藤787―12
破産者　佐藤　由明
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７４３号
神奈川県大和市中央林間５丁目１―11―102、開始決定時の住所東京都葛飾区立石５丁目２―２―501
破産者　サマラシンへことエス，エム，エス，エス，サマラシンへこと　セナナヤカ　ムディヤンセラゲ　サンパツ　スジイーワ　サマラシンへ
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２８０号
神奈川県横浜市中区寿町３丁目11番地の１
破産者　有限会社寿宝
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６６２号
東京都足立区鹿浜３丁目13―13―401、開始決定時の住所東京都足立区鹿浜２丁目27―８
破産者　益子　信夫
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６６４号
東京都東村山市栄町１丁目24―３―507、開始決定時の住所東京都東大和市清水６―1178―17
破産者　萩原　留吉
1　決定年月日　平成25年10月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部